

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は11人と前年同期の10人と比べ1人増加しており、死傷者数は461人と前年同期に比べ8人増加しています。また、死亡災害は過去5年間の同時期における平均人数を上回っており、例年よりも多い状況です。北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

1 取組期間：令和7年10月1日～12月31日（建設安全週間：10月25日～10月31日）

2 主 唱 者：厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

3 協 賛 者：建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

4 実 施 者：建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

- ア リスクアセスメントの実施
- イ 開口部の養生、危険箇所の表示
- ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- オ 作業主任者の選任、職務の励行
- カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- キ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機等災害防止対策

- ア 車両系建設機械
 - (ア) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
 - (イ) 立入禁止区域の明確化
 - (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
 - (エ) 主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
 - (ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - (イ) 過負荷の制限
 - (ウ) アウトリガーの最大張出
 - (エ) 適正な玉掛用具の使用
 - (オ) 安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
 - (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - (イ) 作業開始前の地山の点検
 - (ウ) 作業主任者の直接指揮
 - (エ) 作業手順に基づく安全作業
 - (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
- イ 構築物・仮設物等の倒壊
 - (ア) 作業計画の作成
 - (イ) 作業手順の確立
 - (ウ) 避難場所の確保
 - (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
 - (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
 - (イ) 交通誘導者の配置
 - (ウ) バリケードの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止
- キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
 - (ア) 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止
 - なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視（作業開始前、作業中等）の実施
 - (イ) リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
 - (ア) 換気装置の使用
 - (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
 - (ウ) SDS（安全データシート）を活用したリスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
 - (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 - (イ) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
 - (ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
 - (エ) 安全衛生教育の実施
 - (オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

火災防止対策

- ア 火気の手扱い管理の徹底
- イ 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止

建設工事追い込み期労働災害防止運動

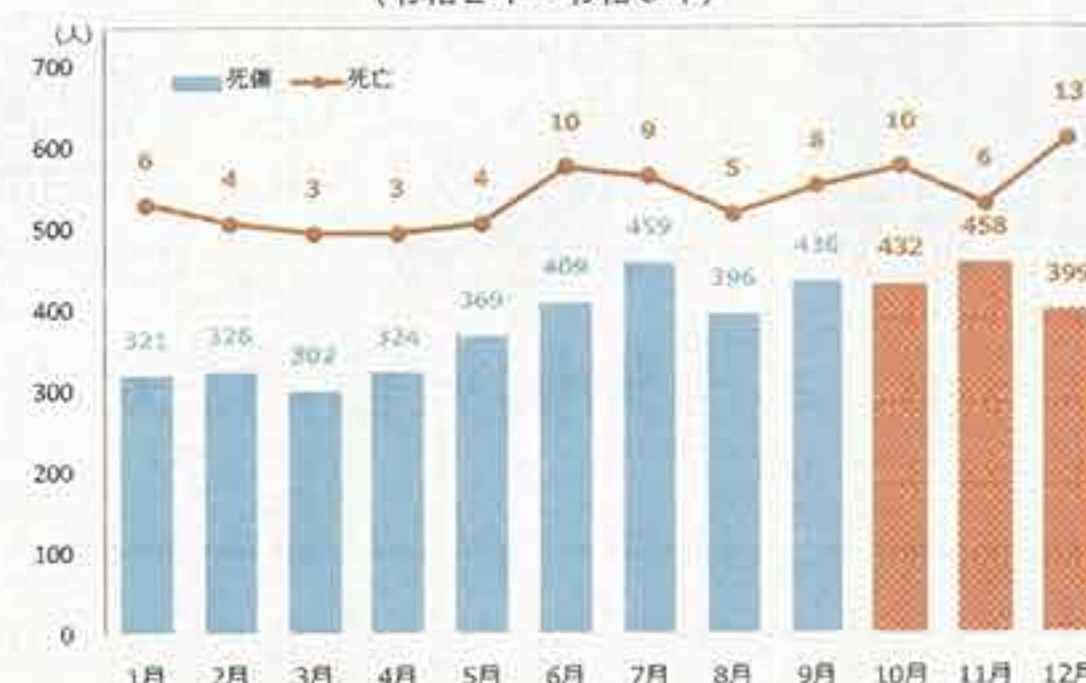
令和7年10月1日～12月31日（建設安全週間 10月25日～10月31日）



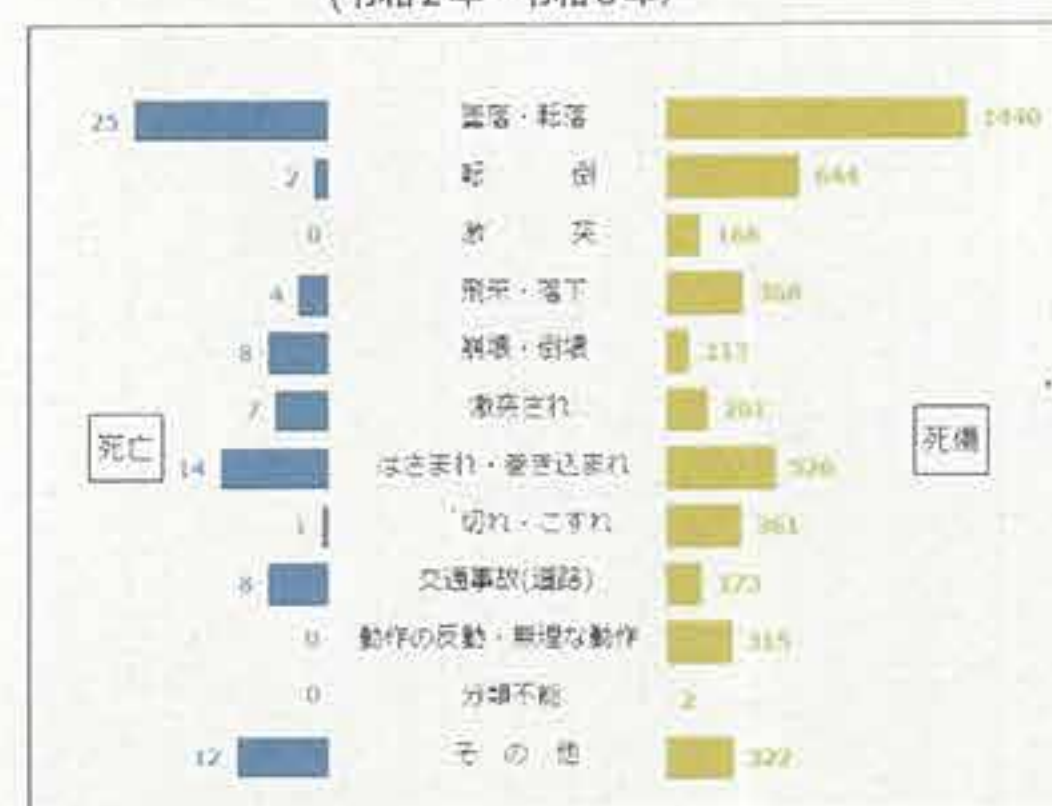
STOP! 労働災害

リスクアセスメントを実施しよう！

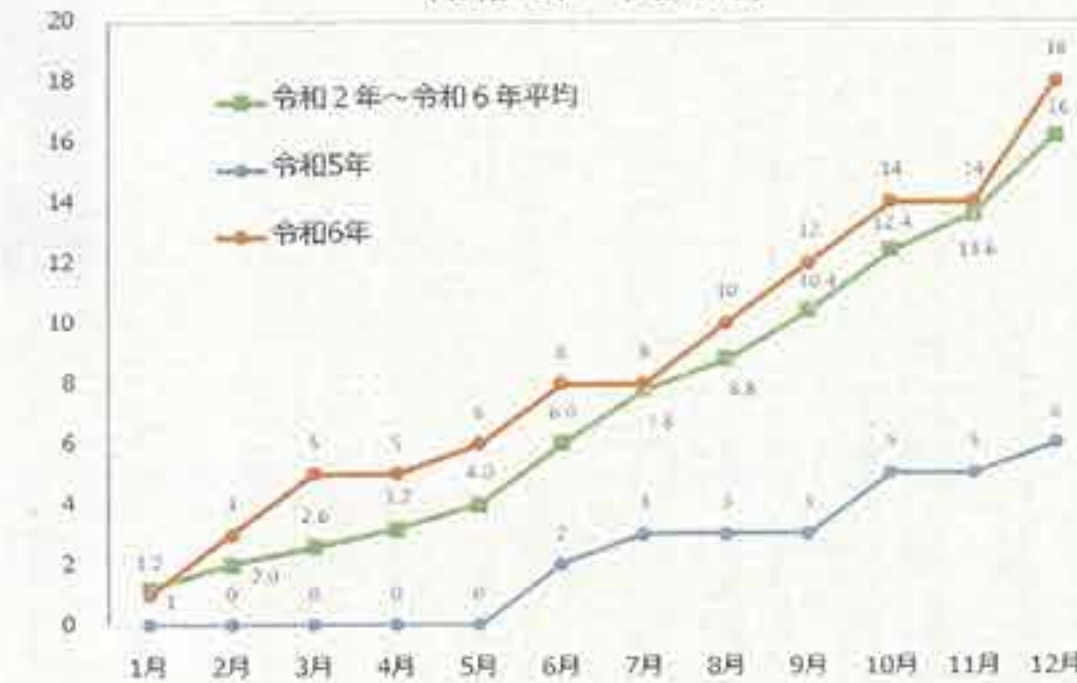
建設業における月別死傷者数の推移
（令和2年～令和6年）



建設業における事故の型別労働災害発生状況
（令和2年～令和6年）



建設業における月別死亡災害発生状況
（令和2年～令和6年）



建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況
令和2年～令和6年（各年10月～12月）



建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

重点実施事項等

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策